

### いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策推進法第22条

校長、教頭、生徒指導部長・副部长、人権教育部長、各学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、普通科長、SS科長、（当該クラス正副担任、部顧問）  
※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を要請する

○学校におけるいじめの防止、早期発見、早期対応及び再発防止にかかる、いじめ問題への取組を実効的、組織的に行うことを目的として設置する。

**組織対応の流れ**

